

## 組合員の資格取得を後押し！ 資格取得で報奨金が支給されます。

全建総連では、組合員の資格取得による技術・技能の向上、技能者育成支援を目的に「資格取得報奨金制度」を創設し、平成30年4月から運用を開始しました。

当該制度は、取得した資格に応じ3,000円から10,000円の報奨金が申請者（建設長崎）を通じて組合員の方々へ支給されます。

### ■申請要領

下記①②を所属支部窓口へ提出してください。

- ①資格取得報奨金制度申請書（支部窓口で配布します）
- ②資格取得を証明する書類（合格証、修了証明書等）

### ■支給条件

対象の資格を受講（受験）した時点および合格通知の時点で組合員であること。

平成30年4月1日以降に新たに合格した資格であること。

### ■「資格取得報奨金制度」の対象資格

#### 区分1：10,000円

一級建築士、設備設計一級建築士、構造設計一級建築士、単一等級技能士、一級技能士、一級施工管理技士、第一種電気工事士、電気主任技術者(第一種、第二種)、電気通信主任技術者、給水装置工事主任技術者、登録基幹技能者

#### 区分2：6,000円

二級建築士、木造建築士、二級技能士、二級施工管理技士、第二種電気工事士、電気主任技術者(第三種)、電気通信工事担任者、職業訓練指導員免許

#### 区分3：3,000円／作業主任者

ガス溶接、コンクリート破砕器、ずい道等の履工、ずい道等の掘削等、採石のための掘削、鋼橋架設等、コンクリート橋架設等、特定化学物質及び四アルキル鉛等、鉛、木材加工用機械、地山の掘削及び土止め支保工、型枠支保工の組立て等、足場の組立て等、建築物の鉄骨の組立て等、木造建築物の組立て等、コンクリート造の工作物の解体等、酸素欠乏・硫化水素危険、有機溶剤、石綿

### ■その他

- ・資格取得日から3年以内に申請してください。3年を超えた場合は申請無効となります。
- ・1年間に複数の資格取得があった場合も対象資格であればそれぞれ支給申請ができます。